

様式44

令和6年 4月 / 日

三重県知事

あて

三重県伊賀市上野車坂町620番地

医療法人 慈整会

理事長 谷 本 廣 道

電 話 0595 (21) 0934



決 算 届

令和3年 9月 1日から令和4年8月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人慈整会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県伊賀市上野車坂町 620 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 17 年 7 月 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 17 年 7 月 29 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	谷本 廣道	管理者
理 事	谷本 直子	
同	谷本 隆三	
監 事	林 蓉子	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	谷本整形	1205491 2411205491	三重県伊賀市上野車坂町 620 番地	無床診療所

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年10月31日 前年度決算の決定

令和4年8月31日 次年度予算の決定

財 産 目 録

(令和4年8月31日現在)

1. 資産額	金118,346,682円
2. 負債額	金87,057,795円
3. 純資産額	金31,288,887円

(内 訳)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	金77,395,527円
B 固 定 資 産	金40,951,155円
C 資 産 合 計 (A+B)	金118,346,682円
D 負 債 合 計	金87,057,795円
E 純 資 産 (C-D)	金31,288,887円

上記は、当法人の財産目録に相違ありません。

令和4年10月31日

三重県伊賀市上野車坂町620番地

医療法人 慈整会

理事長 谷 本 廣 道



様式 3 - 2

法人名 医療法人慈整会

※医療法人整理番号 10484

所在地 三重県伊賀市上野車坂町620番地

貸 借 対 照 表

(令和4年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	77,395	I 流 動 負 債	9,320
II 固 定 資 産	40,951	II 固 定 負 債	77,737
1 有 形 固 定 資 産	40,851	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	75	負 債 合 計	87,057
3 その他の資産	25	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 資 本 金	9,000
		II 積 立 金	
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	22,288
		純 資 産 合 計	31,288
資 産 合 計	118,346	負債・純資産合計	118,346

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人慈整会

※医療法人整理番号

51484

所在地 三重県伊賀市上野車坂町620番地

損 益 計 算 書

(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	179,659
2 事業費用	164,331
本来業務事業利益	15,328
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	
II 事業外収益	3,230
III 事業外費用	3
経常利益	18,555
IV 特別利益	573
V 特別損失	
税引前当期純利益	19,128
法人税等	3,918
当期純利益	15,210

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人慈整会

理事長 谷本 廣道 殿

私（注1）は、医療法人慈整会の第19期会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月1日

医療法人慈整会

監事 林 蓉子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。